

## 指定廃棄物の放射能濃度の再測定の実施方針（案）

令和元年 7 月 2 日  
環 境 省

### 1. 再測定の目的

農家が保管する指定廃棄物の集約に向けた検討に当たり、住民への安全性の説明、減容化や保管方法の決定等のため、指定廃棄物の放射能濃度を把握する必要があることから、放射能濃度の再測定を実施することとする。

### 2. 調査対象

測定箇所の絞り込みを行うことはせず、農家（123 名）が保管する指定廃棄物（145 カ所（測定単位）、約 2,990 トン）のすべてを再測定の対象とする。

牧草	78 か所（測定単位）、約 1,880 トン
稻わら	49 か所（測定単位）、約 280 トン
堆肥	18 か所（測定単位）、約 830 トン

### 3. 調査の流れ

- 保管市町の了解を得た上で、再測定の実施について保管者に伝達し、了解を得る。その後、具体的な日程を調整する。
- 7 月～翌年 1 月を目途に試料採取を行う。
- 測定は試料採取後、1 か月程度を予定。
- 翌年 3 月を目途に、結果のとりまとめを行う。
- 結果の公表後、保管者に対しても、個別の測定結果を提供する。

### 4. 試料採取方法

- 指定申請時の単位で、ガイドラインに準拠した試料（10 点以上）を採取。  
(※) ガイドラインでは、汚染状態が概ね同一と推定される単位ごとに、廃稻わらや廃牧草等については、10 点以上の試料採取を行うこととされている。
- 指定申請時に採取した箇所が明らかな場合には、できるだけ指定申請時と同じ箇所から試料を採取する。
- 1 つの申請単位で保管量が多く発生時期が異なる場合などには、濃度のばらつきが大きいことが想定されるため、一定の濃度毎に区分できる場合には、測定単位を分割するなど実態をより反映しやすいよう弾力的に対応する。
- 前回（平成 28 年）に再測定を実施した場所についても再測定の対象とするが、改めてのサンプリングはせず、当時採取し保管されたサンプルの測定を行う。

## 5. 費用

国が全費用を負担する。

## 6. 測定結果の公表等

- 測定単位ごとの測定結果の数値を公表する。記載方法については、場所が特定されないよう配慮することとし、引き続き環境省と県・市町で協議する。
- 再測定の作業と並行して、集約に向けた具体的な方針について環境省と各市町の間で協議を進める。